

國學院大學學術情報リポジトリ

明治後期における神宮奉斎会と皇典講究所：
「祭祀」と「宗教」をめぐって

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 武田, 幸也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000642

明治後期における神宮奉斎会と皇典講究所

——「祭祀」と「宗教」をめぐる——

武田幸也

はじめに

近代神道史を貫く理念に「祭政一致」がある。^① 明治政府は、皇室・国家祭祀を天皇へと一元化することにより近代的な「祭政一致」体制を構築しようとしていた。この近代国家にふさわしい「祭政一致」体制の構築にあたって重要な課題となったのが、「祭祀」と「宗教」を分かつ「祭教分離」である。この「祭教分離」は、明治五年に「祭祀」と「宣教」が式部寮と教部省に分立されたことを第一次、明治十五年の神官教導職分離を第二次とし、明治三十三年の神社局・宗教局の分立によって国家の行政組織上に確立することとなる。神社局の特立は、神社の「形式的な官僚神道化」^②を促進すると共に、大正から昭和にかけて神社の宗教性をめぐる「神社対宗教」^③問題を惹起することになる。この「祭教分離」は、「祭祀」の「宗教」性を制限する「神社非宗教」を軸として進展し、近代日本においてどのよう「宗教」が捉えられていたのかという問題^④と不可分であって、近代神道史を検討する際には、無視することの出ない課題といえる。かかる「祭教分離」に関しては、これまで「祭教分離」をめぐる政策や思想を軸に検討が行わ

れてきたため、主に「祭祀」と「宗教」をどのように分離するのかという問題が明治初年から二十年代を対象として論じられてきた。⁵⁾ 一方で「祭祀」と「宗教」の関係については、「神社対宗教」を軸に明治末から大正期にかけて検討されているのが現状といえる。⁶⁾ そのため、明治後期を対象とする「祭祀」と「宗教」の関係については、これまであまり言及されてこなかった。そこで、本稿では、明治三十年代を中心とする明治後期の「祭祀」と「宗教」の関係を考察することを目的とするが、ここでは特に「祭祀」が属す「非宗教」という枠組みについて検討を加えたい。その際、筆者が着目したいのが、「祭祀」「宗教」と分離して成立した「学事」（皇典講究所）である。「学事」は、祭神論争と第二次「祭教分離」による「教学分離」、即ち、「宗教」と「学事」が分離したことを受け近代（明治）国学として成立する。⁷⁾ これについて藤田大誠は、祭神論争後の「祭教学分離」に「国家神道」や「近代国学」における「非宗教性」の制度的淵源」を求めつつ、皇典講究所設立の意義を指摘して、この三者の関係を先行研究の言及を踏まえながら、次のように概括する。

これまでの研究においては、「祭教分離」「教学分離」として二様に分けて表現されるのが一般的だった。即ち「教」からの「祭」「学」分離として取り扱われてきたのである。無論、「教」からの「祭」「学」の分離は明確であるものの、「祭」と「学」の分離自体は分明では無い。それどころか、先述した内務省における当初の生徒募集要項草案では卒業後の「神官奉事」の条件が付され、「神官養成」の役割が色濃いものだったといえる。勿論、筆者とても「祭」「教」「学」の三者がそれぞれ等距離に分離しているとは考えていないが、結局、式部寮内に設置して「成学ノ者ヲ挙テ祭官トシ掌典トスル」という「祭」「学」の一致構想が実現せず、官立の機関とはならなかったこと、また、生徒募集に際し「神官奉事」の条件を盛り込まなかったことから、到底単なる「神

「官養成機関」では無いこと（そもそも既述のように当初は神官資格授与機関でしか無かった）は明らかであるため、「祭」と「学」が全く一致していたとする見解は採らない。即ち、皇典講究所における「学事」（国学）は、「宗教」と明確に分離しただけでは無く、「祭祀」或は「神道」（非宗教的）を中核とする「国体」（国柄）に関する学問を中心にしつつも、結果的には祭祀・神道に直結するものだけに留まらない一種の独立性・独自性を持ったため（祭学分離）、「祭」「教」「学」三者それぞれの分離過程として捉える必要があると考えているのである。⁸⁾

右のように明治神道史の展開において神官教導職分離から皇典講究所の設立は、「祭」「教」「学」の三者が分離していく画期となった決定的な転機と捉えられる。ここで筆者が重要と考えるのは、藤田が、明治十五年の「祭教学分離」を、「三者それぞれの分離」と捉えていることである。このことは「学事」が「祭祀」と距離を置いた上で、「宗教」ではない存在として成立したことを指す。換言すれば「非宗教」として、互いに独立性を擁した「祭祀」と「学事」の関係があつたといえる。そのため近代神道史における「祭教」関係を考察する際には、「非宗教」としての「祭祀」「学事」と「宗教」がどのような関係として捉えられるかを検討することも意味のある作業と思われる。かかる視点は、「非宗教」としての「学事」が果たした役割を、「祭祀」だけでない、より広い意味での社会的文脈に位置づけていくことにも繋がっていくのではなからうか。

以上の問題提起を踏まえ、本稿では「祭教学」分離以後の明治後期において「非宗教」たる「祭祀」「学事」と「宗教」がどのような関係にあつたのかを、この三者と特異な関係にあつた神宮奉斎会に焦点を当て検討する。これは神宮奉斎会が、「宗教」から離脱して「非宗教」に属し、「祭祀」に近い文脈に位置づけられていくと共に、その前身である神宮教（「宗教」）時代から皇典講究所（「学事」）と近しい関係を有していたからである。

一、神宮奉斎会の設立過程とその「宗教」観

まず、神宮奉斎会の設立過程を彼らの「宗教」理解を踏まえつつ述べたい。

国立国会図書館憲政資料室所蔵の都筑馨六関係文書に「神宮教院改革意見書」「神宮教改革二付意見書」「神宮教院地所建物売却二付紛議顛末概略」という資料がある。^⑩この内「神宮教院改革意見書」の内容は、「神宮教院及各本部教会ノ創始」「神宮教分立及名称」「神宮大麻頒布権」「神宮教改革」「神宮教勢力将来意見」であり、「神宮教改革二付意見書」の内容は、「神宮教改革二付具申」「神宮教院由来ノ事」「神宮教管長ノ事」「管長解約紛議ノ事」「神宮教祠宇境内並ニ建物ノ事」「地所建物売却差止訴訟ノ事」「有志ノ輩東京ニ集合ノ事」「別紙具申仕候三項ニ付意見」となっている。「神宮教院地所建物売却二付紛議顛末概略」は、明治二十二年に判決の言い渡された神宮教の所有地である麹町区有楽町二丁目三番地の売却を巡る裁判を中心とする神宮教内における騒動の顛末を記した資料である。この訴訟の詳細は『東京大神宮沿革史』に譲るが、^⑪麹町区有楽町二丁目三番地の土地売却を巡って、神宮教権大講義塚田菅彦以下十五名が神宮教管長田中頼庸外三名に対し訴訟を起こしたものであり、二十二年に判決が言い渡された。しかし、会計や人事の問題を含みこの問題は、二十六年まで継続していく。本資料は、訴えた側であった塚田菅彦によつて二十六年五月に記されたもので塚田側の意見が窺われるものである。また、「神宮教改革二付意見書」も、この問題に関係した資料で、塚田によつて同年五月に著されている。「神宮教院改革意見書」は、成立の年代を特定するような日付はないが、「神宮教々規」の改正に関する記述があること、未だ管長が田中頼庸^⑫のようなので、同年の七月以前の成立と思われる。

これら都筑馨六関係文書所収の資料から窺われることを時系列に沿って述べると、明治二十二年に神宮教院の土地

処分をめぐる裁判の判決が言い渡され、田中頼庸側が勝訴した。しかし、神宮教の人事、会計、土地に関する問題についての紛擾は解決されなかった。その改革派の代表が塚田菅彦である。塚田は、二十六年五月、「神宮教院地所建物売却ニ付紛議顛末概略」と「神宮教改革ニ付意見書」を神宮教の改革意見として提出する。この後、六月に「神宮教々規」を各本部長による会議で議決し、その結果が内務省に申請され、七月十三日に認可された。この頃に「神宮教改革ニ付意見書」も成立していたとみられる。

ここでは主に「神宮教院改革意見書」の「神宮教改革」「神宮教勢力将来意見」を中心に考察する。⁽¹⁵⁾「神宮教院改革意見書」の「神宮教改革」には、明治二十六年の神宮教の改革状況が次のように述べられている。

前ニ陳述セシカ如ク本教ハ神宮司庁之カ創始ヲナシ内務省達ニ依リ制度上分離独立シタルモノニシテ教院地所建物ノ如キ大麻曆本ヨリ得ル所ノ初穂料ノ如キ一モ一ニ理事者ノ自任ニスヘキモノナラス又重立タル教師職員ハ本官ヲ辞シ教導部ニ入りシモノニシテ本教組織者ナレハ是亦一ニ理事者ノ濫リニ免黜スヘキモノナラサルハ論ヲ俟タス然ルニ中途教院ニ来リシ者會計整理ヲ名トシ管長病中事ヲ見ル能ハサルニ際シ、職権ヲ暴用シ地所ヲ佑却シ金員ヲ濫用シ職員ヲ免黜スルヲ以テ先年来話シテ解ケサルノ紛議ヲ醸シ遂ニ内務省ヲ煩スニ至リシカ今ハ其主任者死亡シ管長ノ病稍癒ルニ当リ既往錯誤ノ多キヲ知り前ニ免シタル職員ヲ復シ全国廿八教区ノ本部長ヲ会シ先教規ヲ修正シテ管長専裁ノ方法ヲ改メ有功ノ本部長ヨリ重要ノ職員ヲ命シ別ニ諮詢会ノ制ヲ立テ大事ノ協賛ヲ得ルコトトシ通常会ヲ起シテ本院ノ改築学校ノ設立雑誌ノ発行布教使ノ派遣等ノ方法ヲ定ムルニ至リ前々紛々擾々タリシモノ今ハ上下内外熙々皞々ノ和ヲナスニ至ル之ヲ神宮教改革ノ現状トス

本資料によると、教規が修正され、「管長専裁ノ方法」が改正されて、「有功ノ本部長ヨリ重要ノ職員ヲ命」じ、「諮詢会」を設けて「通常会」を起し、「本院ノ改築学校ノ設立雜誌ノ発行布教使ノ派遣等ノ方法」が定められた。これによって「前々紛々擾々タリシモノ今ハ上下内外熙々暉々ノ和ヲナスニ至」り、神宮教内の紛擾が解決されたと述べられている。また、本資料から神宮教の改革が、「神宮教改革ニ付意見書」に提示された塚田側の意向に沿って行われたことが窺われる。そうした点から本資料の作成者も塚田菅彦であろう。

こうした神宮教改革の状況を踏まえ、次の「神宮教勢力将来意見」を見れば、

明治五年大教宣布ノ令アリシヨリ官国幣社府県郷村社ノ神宮教職ヲ兼補シ其他有志者專補教職トナリテ布教ニ従事シタルヲ以テ各神社教会アラサルナク講社アラサルナカリシカ同十五年神宮教職ノ分離ノ後八年々歳々退歩シテ今其跡ヲ見レハ霧消煙滅トモ影ヲ止メ終ニ二三教派ノ東京ニ孤立スルモノ独リ神宮教ハ然ラス教院重職輩ノ冷淡ナリシニモ拘ハラス教義ハ一日ニ進歩シテ駸々止ス混々滯ラス一分教会ヲ設クレハ維持ノ道立チ一講社ヲ結ヘハ継続ノ法行ハレテ一種不可思議ノ勢力アリテ存ス其他ナシ其創立神宮司庁ニシテ奉仕スル処ノ神靈ハ恐クモ本宮ノ御分靈ナルヲ以テ其源深ク其根堅ク神慮トシテ之カ幽護アルニヨル然レハ長ク宗教部内ニ置テ仏耶ノ徒ト比肩スヘキモノニアラス早暁組織ヲ改メ宗教以外ニ巍立シ国家ノ治教トシテ世道ヲ立国家ノ儀式トシテ人心ヲ治メ彝訓ヲ説キ皇猷ヲ論シ符璽ヲ授ケ正朔ヲ頒チ祭事ヲ修メ礼典ヲ行ヒ政党宗教ノ如何ヲ問ハス帰依連行外ニ走り末ニ流ル、ノ風俗ヲ矯メ益神宮ノ御隆盛 皇室ノ御光榮ヲ祈リ奉ルノ大責任ヲ果ス処アラントス

と述べられている。即ち、神宮教が「一種不可思議ノ勢力」を保っている理由を神宮の神慮に求めつつ、組織を改正

して「宗教以外ニ巍立」し「国家ノ治教」「国家ノ儀式」として「世道ヲ立」「人心ヲ治メ」て「彝訓ヲ説キ皇猷ヲ論シ符璽ヲ授ケ正朔ヲ頒チ祭事ヲ修メ礼典ヲ行」うことにより、「政党宗教」を問わずに「風俗ヲ矯メ益神宮ノ御隆盛皇室ノ御光榮ヲ祈リ奉ルノ大責任ヲ果ス」ことを活動の主眼としていくことが提案されている。ここで注目されるのは、やはり神宮教が組織を改めて宗教の圏外に立つことにより、「国家ノ治教」「国家ノ儀式」として活動を行っていたことが明記されていることであろう。このように「非宗教」としての神宮奉斎会設立に関する考えは、明治二十年代の神宮教における土地、人事、会計等の問題に端を発していたのである。⁽¹⁴⁾

さらに、神宮教の「非宗教」化への考えは、神宮教の機関誌『教林』に掲載された記事からも窺われる。ここでは、本教（筆者註―神随の本教）は諸宗教の上に在り。諸宗教の中に在るべからず。我が帝国の臣民。古来神道を宗教なりと信じたる者なく。又た神宮を教祖なりと認めたる者なし。神宮を尊敬礼拝するハ。臣子の本分より来り。臣子の本分を天神に尽し。国君に尽し奉るを。爰に名けて神道と云ひ。又た之を本教といふ。以て我が神宮教の。世の宗教以外に。超然たり巍然たり儼然たるを。思ハざる可らず。

と、神宮教が属す「神道」が宗教には位置づけられない存在であることが論じられている。そして神宮教を「其性質と歴史とに徴し。断々乎として。速に之を宗教の外に卓立せしめざる可らず。」と述べる人物の論を引用し、「此説信然」と結論づける。このように神宮教を宗教の圏外に位置づけ、「非宗教」化しようとの考えは、明治二十六年以降強く主張されてくるのであった。

こうした議論を経て神宮奉斎会が明治三十二年九月四日に設立される。その設立過程は、明治三十年三月に神宮教

解散と神宮奉斎会設立に関する「趣意書」が教信徒の総意で承認され、三十二年四月六日に法人設立願書を内務省に提出、内務省との折衝を経て、三十二年九月四日に認可を受け、当時、神宮教管長であった藤岡好古を初代会長として設立をみた。⁽¹⁶⁾ この奉斎会設立に関する書類の中で菅浩二は、教信徒にはかられた「趣意書」から、当時の政教関係を神宮教が「公認教制」と見ていたことを指摘し、財団法人化の目的や理由を次のように分析する。

神宮教側の意図は、自らの組織的基盤を為す皇祖神信仰を、複数の信仰が併存する公認教制の相対化の外に立たしめよう、という点にあったことが伺われる。そこで彼らは、翌明治三十一年から施行される新たな法体系¹¹民法の「財団法人」という規定に期待を寄せ、それに自らを擬することで「宗教」という名の相対化を回避し、皇祖神信仰の〈公的な価値〉を制度的に保証しよう、と考えたのである。

神宮教側が「宗教」としての相対化を拒否し、その外側に立とうとする理由は、やはり天皇・皇室と縁を持つ皇祖神信仰は、その国家的・公共的性格において他の信仰と同列に扱われるべきではない、という、彼らの自己認識とその矜持であろう。(中略) 神宮教が示す皇祖神信仰は、個人における現世的幸福や救済という要素を、少なくとも前面に押し出したものではなかった。その故に、彼らとしてはある意味での国家宗教化を望んでいたのだろうが、当時の政教関係制度の下でそれは不可能だったのである。⁽¹⁷⁾

菅の指摘によると、神宮教は、皇祖神信仰を「公認教制」下の「宗教」として相対化されることを回避し、財団法人として「非宗教」化することによって、「皇祖神信仰の〈公的な価値〉」を確保しようとしたのである。ここで重要なことは神宮奉斎会が、どのように自ら（「非宗教」と「宗教」）を捉えていたかであろう。

これについて神宮奉齋会の機関誌『祖国』第一号に掲載された「神宮奉齋会の本領を明にす」では、自らが宣揚する「斯道」（神道）を「天神の道、国家固有の道、人性の道にして、亦実に天国の主義精神なり。」とし、「政治の上に立ちて、政治の羈絆を受けず。宗教の上に位して宗教の關係を有せず。儼然として皇室の柱礎と為り、国民道德の中心と為り、以て国家の本性を経緯す」るものと述べて、「神道」が「宗教」ではないことを力説し、「我國民道德の基本」に位置づける。つまり、「非宗教」たる奉齋会は「神道」を政治や宗教を超越した「国民道德の基本」と理解し、そこに自らの活動を位置づけようとしていたのであった。

他方で、「宗教」については、「祖国」第二号に堀秀成の『公教私教図及解』（明治十六年）が紹介されている。¹⁸堀は、『公教私教図及解』で「教」を「公教（治教）」と「私教（宗教又一派教）」に分け、公教の役割を「皇道ヲ以テ現世ノ教トス」、「講社ヲ團結スルコトナク全国人民ノ其教ニ隨順スヘキモノトス」、「尊皇ヲ先トシテ皇祖天神ヲ敬礼ス」、「幽冥ハ唯恐ル、ニ止テ猥リニ之ヲ穿タズ然レドモ破ラザルヲ旨トス」、「靈魂帰着ハ仏教ノ主トスル所古典ノ明文ナキヲ以テ之ヲ説カズ」、「一小怪事ヲ以テ神異ノ所為トセズ」、「中等以上ニ対スル説ヲ専ラトシ下等人民ノ知識ヲ開カシムルニアリ」とし、私教の役割を「講社ヲ結ヒテ一派ヲナス」、「一派尊信スル所ノモノヲ示シ幽世ヲ論スルヲ以テ教旨トス」、「其一派崇敬スル所ノ神仏ヲ敬礼スルヲ先トシテ尊皇ハ国家ニ対スル義務ノ一端トス」、「靈魂帰着ヲ実見シタル如ク忘説ヲ設ケ愚民ノ信ヲ取ムト企ツ」、「其原私利ヲ營ムトスルニアリ」、「一小怪事ヲ以テ神異ノ然ルモノトス」、「愚民ニ対スルヲ主トシテ人智ヲ閉塞ス」としている。さらに、その「解」では、「皇道」（神道）を「治国安民人道を旨」とする「儒道」と同一視し、現在の「皇道」が「死後靈魂の帰着を説く」故に「仏道」と同類に見られていることを批判して、「皇道」を葬儀に関与させないことが「神道」の発展に必要であると述べている。以上から掘の理解において「公教」と「私教」の決定的相違は、「靈魂帰着」をめぐる箇所にあるといえる。かかる「宗教」観

を説く本書は、藤岡好古の蔵書であり、当時の藤岡の位置づけや、彼が堀の高弟であったことなどを鑑みると、この論が神宮奉斎会への転換を遂げる際の理論面における論拠となっていたと考えられるのである。

このように神宮教の「非宗教」化は、明治二十年代の土地を巡る紛擾の中から形成されて主張されることとなり、「靈魂帰着」を説くような「神道」を「宗教」としつつ、そこから離脱することによって、「皇祖神信仰の〈公的な価値〉」を確保し、自らの活動を「国民道德」の文脈へ位置づけることにより、「非宗教」としての立場に立とうとしたのであった。

二、神宮奉斎会の組織と活動

次いで、神宮奉斎会の組織と活動について検討を加えたい。

まず、神宮教の活動・目的について簡単に述べておく。神宮教は、神祇の祀典を「先皇の儀範に則」って行い、冠婚葬祭を「古今の宜きを執て之を施行」し、本院本部各教会所に「学寮を置皇典を主とし兼て漢洋等の学を講習し教義の基礎を確立」し、信徒を収合して講社を結び、信徒の願いに応じて「祈祷報賽を修し神符神饌を授」けることを目的としていた。⁽²⁰⁾

これを踏まえ「神宮奉斎会寄付行為」⁽²¹⁾を検討する。「寄付行為」で定められた奉斎会の活動目的・方針は、次に引く第一章総則、第一条にある。

第一条 本会の目的は神宮の尊嚴を欽仰し、皇祖の彝訓、皇上の聖勅を奉戴し、国典を攻究し、国体を講明し国

礼（宗教に亘る儀式を含まず以下同し）修行、神宮大麻及曆頒布の事に従ふにあり

神宮奉齋会は、右の通り「神宮の尊厳を欽仰し、皇祖の彝訓、皇上の聖勅を奉戴」し、「国典を攻究」して「国体を講明」し、「国礼」を修行して「神宮大麻及曆頒布」を行うことにある。

ここにいう「国典」とは、「古事記、六国史、万葉集及律令格式其ノ他明治祭式・神社祭式ノ類総テ古今ノ歴史祭典儀式ニ関スル書籍」のことであり、「国礼」は、「古今公私ノ祭儀一切ノ儀式ヲ国典ニ準拠シテ行フモノ」を指している。⁽²²⁾ここから神宮奉齋会は、古典に依拠した「一切ノ儀式」を「非宗教」的なものと考えていたことが窺われる。さらに興味深いのは、この変化によつて神宮教が行つてきた説教活動にも変化がみられた点である。『祖国』第一号の附録「神宮奉齋会記事摘要」⁽²³⁾では、次のような通達が行われている。

本会寄付行為第一章第二条所載ノ趣旨ニ基キ講演ヲナス時ハ左ノ各項ヲ確守シ輕忽ノ事アルヘカラス此旨通告ス
但三条教憲及神誠ノ捧読神拝ノ詞祓詞等ヲ授クルハ廃止ス

一 皇祖ノ懿訓皇上ノ勅語勅諭ヲ以テ講演ノ基礎トス

但古典ノ要文歴代ノ詔勅律令格式等ニ依リテ布演スルハ無論ノコト

二 懿訓詔勅捧読ノ際ハ必式服ヲ着シ來場諸員ヲシテ敬礼ヲ表セシムベシ

三 講演ヲナス時ハ式服若クハ羽織袴「フロクコート」ヲ着用スルモノトス

四 講演中理学若クハ歴史上ニツキ宗教上ノ論議ニ渉ルハ妨ケナシト難ドモ謗議ヲナスヘカラス

五 古典歴史以外ノ説ヲナシ死後ノ安心立命或ハ苦楽等ノ説ヲ演シ宗教ト混同スル如キコトアルヘカラス

これによつて奉齋会は、明治初年以來の「三条教憲及神誠ノ捧読神拜ノ詞祓詞等ヲ授クル」ことを廢止した⁽²⁾。そして、「死後ノ安心立命或ハ苦樂等ノ説」が「宗教」と混同される恐れがあることを指摘し、「皇祖ノ懿訓皇上ノ勅語勅諭」を講演の「基礎」とした、あくまで「古典歴史」について講演を行うよう指導がなされているのである。

以上のような神宮奉齋会への変化によつて「講社を團結」することや「祈祷報賽を修し神符神饌を授」けることが「宗教」的として廢止され、「国典」に依拠した「国礼」介助と、神宮大麻・曆の頒布を行うこと、「皇祖ノ懿訓皇上ノ勅語勅諭」を「基礎」とする「古典歴史」の講演等が「非宗教」たる奉齋会の中心的な活動となつたのである。

さて、神宮奉齋会は、神宮教時代の教区制、各教会、教師の職制等を廢止し、議決機関である通常会を評議員会に、諮詢会を理事会へと變更した⁽²⁵⁾。また、東京市麹町区有楽町の事務所を神宮奉齋会本院、三重県度会郡宇治山田町の事務所を神宮奉齋会大本部とし、各地に本部を置き、その下に支部を置いた。会長は藤岡好古、理事に篠田時化雄、神田息胤、松本正泰、山内豊章、川浪真正、塚田菅彦が就任し、各地方本部の本部長も任命された。評議員には、国典・国礼に通曉し、毎年金百円以上を寄附するものが理事会の議決によつて二十名以上、三十名以下を上限として任命された。最初に評議員に任命されたのは、清原博見、土岐速雄、宮原正、宮川宗保、當山亮道、今泉定助、坂常三郎で、次いで船曳衛、山田大路元安、吉村春樹が任命されている。他に神宮奉齋会の服制・祭式についても新たに定められた。奉齋会の職員については、本院に会長・理事以下、庶務課長・礼典課長と録事が置かれ、大本部には、大本部長、大本部幹事、大本部録事が置かれた。各本部には、本部長、本部幹事、本部課長、本部録事が、支部には、支部長、支部書記が置かれている。

また、本院・大本部・本部・支部内に、それぞれ「国典攻究部」と「国礼修行部」が設けられ、「国典攻究部」に講師・講書・講書補が、「国礼修行部」に主礼・礼部・礼部補が置かれた。講師と主礼は、理事会の議決によつて任

命し、講書・講書補と礼部・礼部補は、会長によって任命された。⁽²⁶⁾ これらの内、講師の任命条件からは、神宮奉斎会の講師が教導職制度を引き継ぐものであったこと、皇學館・國學院の卒業証書と皇典講究所の学階証が、国典に関する学力を証明するものとして機能していたこと、等が窺い知れる。さらに、主礼・礼部・礼部補の任命条件からは、講師と異なり國學院や皇學館の卒業生よりも、神職としての履歴が重視されていたことが窺われる。

神宮奉斎会の信徒は、賛成員と称され、奉斎会の「趣旨に基き、神宮を奉拝し、徳義を重んじ、奉公の事を行うを以つて義務」とし、名譽・特別・通常の三種が存在した。名譽賛成員は、「本会に功勞あり、若しくは徳望ある者」を理事会の議決によつて招請し、「贊襄」「贊助」の三種があつた。「贊襄」は「勅人以上及其待遇」を有すもの、「協賛」は「奏任以上及其待遇」を有すもの、「贊助」は「判任以上及其待遇」を有すものである。賛成員の入会にあつては、成員は「金拾円以上」を納めたもの、通常賛成員は「金一円以上」を納めたものである。賛成員の等級によつて伊勢参宮や神宮奉斎会本院参拜時の待遇なども定められた。さらに、明治三十二年十月十七日の令第十三号により、元神宮教々師、神風講社社員たる者も賛成員とされることとなつた。次いで、特別普通の賛成員は、地方本部長の承認を得て、同一地方に居住する百人以上の組合を結成することも可能となつた。この組合には組長、副組長、取締、世話係が置かれたが、これらの役職に元神風講社の構成員を承継することも可能となつている。

神宮奉斎会は、右のように組織面を整え活動を行つていったが、その活動として特筆されるものに国礼（「婚礼式」「諸礼式」「葬祭式」「慰靈式」）の介助や、神前結婚式の創設、教育勅語捧読式と捧読会の開催、国学者奉斎の神社維持と墓所保存、日露戦争への取り組み、神宮大麻・暦の頒布等があげられる。⁽²⁸⁾ この内、筆者が「宗教」に関わる行為として特に重要なものと考えるのが、神宮大麻・暦の頒布と日露戦争への関与である。

神宮大麻・暦の頒布⁽²⁹⁾については、明治五年以来、神宮教院が行ってきたが、明治十五年の神宮教成立時に「神宮司庁教院区分処分条約」が定められたことにより、「大麻暦の製造頒布のことは神宮教院へ委託され⁽³⁰⁾」、神宮奉斎会の成立以後も神宮大麻の頒布は神宮奉斎会によって行われていた。そして奉斎会は、三十三年四月十三日「大麻暦頒布制規」を制定し、各本部はこれに従って大麻・暦を頒布することとした。他方で三十三年には、神宮に神部署⁽³¹⁾が設立され、奉斎会の理事七名は、神部署参務員として、高等官の待遇を与えられている。

しかし、奉斎会の大麻頒布事業は帝国議會等で問題視されていくこととなる。まず、三十五年三月六日に開催された第十六回帝国議會に福島一造が神宮大麻に関する建議案を提出する。福島は、神宮が「日本ノ臣民タルモノハ必ず慎重ニ崇敬シテ敬神ノ意ヲ表」すべき存在であることを確認した上で、「近頃ニ至リマシテ此ノ至尊至重ナル神宮ノ靈璽乃チ大麻ノ頒布ヲ奉斎会ト云フ一私人ノ団体ニ請負ハシメ恰モ商家ガ営利ヲ目的トシテ行フ事業ト異ナル所ガナヒ」と述べ、大麻頒布「一切ノ費用ヲ国库ヨリ支弁シテ之ヲ府県郷村社司ヲシテ頒布セシメ」ることを希望している。この建議案は翌日、山内吉郎兵衛による修正意見を踏まえ可決されたもの⁽³²⁾、後に否決された⁽³³⁾。さらに、明治三十九年三月二十五日の第二十二回帝国議會では、濱田國松が同様の建議を行っている。濱田は、神部署が存在するにも関わらず奉斎会が大麻を頒布している現状を批判し、「頒布ノ方法ガ慎重ヲ欠イテ居タメニ、第一ハ神庁ヲ瀆シ、団体ヲ汚ス虞ガアル」と指摘する。そして奉斎会が「神道教ニ属スル団体デナイト自ラ主張シマスケレドモ、前段申述ベタ通其原因ハ元ト神宮教ト称スル宗教カラ引続イテ来タ団体デアリマス、所謂其組織ハ宗教的ノ趣味ヲ帯ビテ居ル」と説き、実例として神前結婚式をあげている。また、奉斎会が大麻に等級を設けたことが営利的な行為として批判されている。この濱田による建議も委員会において可決されたが、本議會では否決された⁽³⁴⁾。

こうした神宮大麻と神宮奉斎会の関係をめぐる議論を経て、神宮と奉斎会の間「追加契約書」が締結されること

となり、奉斎会へ大麻頒布が委託されるのは明治四十五年三月三十一日までとなった。⁽³⁵⁾ こうした状況を背景として、四十四年には全国神職会が「神宮大麻は、これを神社に托し、神職をして頒布せしめられたき件」を通常会で議決する。⁽³⁶⁾ところが、四十五年には、神宮神部署支署二十八か所が奉斎会の地方本部内に設立され、神部署支署が大麻頒布を行うこととなった。この時、奉斎会の地方本部長は、神部署支署長に任命され、奉斎会と神部署との間に「家屋賃貸借契約」が結ばれた。しかし、大正十五年には、神宮神部署支署が全廃され、昭和二年には全国神職会と各道府県神職会に大麻頒布事業が委託され、奉斎会と大麻頒布の関係は、ここに終止符が打たれた。⁽³⁷⁾

以上のような大麻頒布方法の変遷は、奉斎会にとって必ずしも良い方向には働かず、「特命の奉斎会本部長を以て、神部署支署長とする事も、段々に内務省は天降り人事を強行して、奉斎会系統を排して、内務省系統人を以て、支署長に任命する様になつたから、奉斎会は庇を貸して、母屋を乗取るる如き次第」となっていた。⁽³⁸⁾さらに大正十五年には、神部署支署が全廃されたことを受けて、奉斎会の静岡・度会・鹿児島本部等が廃止されている。⁽³⁹⁾しかしながら、神部署・神宮奉斎会の人的一体化と、大正五年当時の大麻頒布員の状況を踏まえると（大正五年当時、神宮大麻の頒布員は、約八百名存在し、神職が四百八十九名、元官公吏三十九名、経験者百四十五名、篤志者四十一名という内訳となっていた）、⁽⁴⁰⁾後の神社本庁設立に繋がる奉斎会と神職会の関係が、この大正期に構築されていたと考えられよう。

次に日露戦争への神宮奉斎会の取り組みについて述べる。奉斎会は、開戦当初に「戦捷祈願奉拝式」を行うと共に、会長や各本部長が軍隊慰問活動を行い、軍に対し神符神饌五万を贈呈し、或いは感謝状等を軍に送付するなどの活動を行っている。⁽⁴¹⁾ここで注目されるものとして従軍礼典師の派遣と神葬祭の介助がある。従軍礼典師の派遣は、陸軍大臣寺内正毅に提出した藤岡好古の「願書」によると、日清戦争における神宮教の従軍布教使派遣の前例を踏まえつつ、⁽⁴²⁾「皇祖皇宗ノ彝訓ヲ奉シ忠勇義烈ノ二効スノ奉公心ヲシテ弥堅固ナラシメンコトヲ講明セシ」め、「法ノ許ス限りハ我

奉スル処ノ道ヲ以テ軍隊二大ニ尽ス」ことを目的として派遣されたものである⁽⁴³⁾。この従軍礼典師として宮城本部長清水廣景、福島本部長當山亮道、広島本部幹事石川芳洲の三名が派遣された⁽⁴⁴⁾。実際の従軍礼典師の活動は、第二師団に従軍した清水廣景の「従軍礼典師報告」によると、「軍神祭并出陣式」、「軍隊講演」、「葬儀の介助」等が行われている。これに関連して奉斎会は、「戦死者公式葬儀介助」に積極的に取り組むこととなり、広瀬武夫中佐の葬儀を始め、初瀬・吉野沈没の際戦死した各将校の葬儀、林三子雄大佐、眞崎安一少佐の葬儀を喪主の代理として介助している⁽⁴⁵⁾。さらには、「戦死者公式葬儀」について「義務を以て職員を派し介助す可き旨」を出願し、「其筋に於ては出願の旨聞届けられ再後必要の場合には全会に依頼す可き旨」が通牒された⁽⁴⁷⁾。このように奉斎会は、日露戦争開戦後、従軍礼典師の活動等を通して戦死者の葬儀に積極的に関与していったのである。

以上、神宮奉斎会は、「非宗教」たる財団法人として、神宮大麻・暦の頒布、「国礼」の執行、「勅語勅諭」による講演等を活動の主軸としていった。特に神宮大麻の頒布による収入は、明治三十九年に二十一万六千二百三十七円余で、奉斎会の目的に沿う活動に使用される重要な事業であると共に、奉斎会が神職会との一体化を促していく回路としての役割を果たしたのである。また、日露戦争に関連して神葬祭へ積極的に関わっていったことは、「祭祀」の立場から葬儀に関与することが難しかった神職達の「宗教」的な側面を補う行為であった。かかる「非宗教」としての奉斎会の活動は、大麻頒布が神宮の「宗教」性と関わる行為であり、神葬祭の介助も「祭祀」の「宗教」的な側面を補う行為であった、と理解することができる。要するに奉斎会は、「非宗教」に属することによって、「祭祀」と同じ文脈に属しながら、「祭祀」を取り巻く「宗教」性と強い関わりを有していたのである。一方で、濱田國松の批判にみられるように、「国礼」執行が「宗教」性を帯びた行為であるとの見解は、奉斎会の「国礼」が「国典」に依拠することによって「非宗教」的な活動であるとの見解と鋭く対立するものであった。かかる濱田の批判は、「国典」に依拠

することが「非宗教」的であるという奉斎会の理論の根底を揺さぶるものであり、明治四十年頃から、その理論の矛盾を露呈していくのである。

三、神宮奉斎会と皇典講究所

前節でみたように神宮奉斎会の活動の根底には、「国典」に依拠することが「非宗教」的な行為であるとの理解があった。これを踏まえ、本節では奉斎会と「学事」の関係について見てみたい。

神宮奉斎会と皇典講究所の関係は、神宮教時代に遡る。神宮教と皇典講究所の関係について筆者は、以前に検討を加えたので、ここでは重要と思われる点を略述するに止める。明治二十九年、財政的に窮迫した状況にあった皇典講究所は、神宮教との間に校地校舎の買収並びに神宮教々校³⁰と國學院との併置についての契約を取り交わした。これは、皇典講究所の校地校舎を抵当とした負債を整理するため、神宮教に校地校舎を条件付で売渡し、神宮教々校を國學院に併置する契約であった。神宮教では、この契約を交わすにあたり、通常会員に対する諮問を行ったが、その事由書には、神宮教が皇典講究所を「神道全体」に「関係尠少ナラザル所」との認識が示されており、「之ヲ扶持シ、其隆盛ヲ期図スルハ目今ノ急要タリ」として、皇典講究所を「扶持」して國學院と神宮教々校を「合併セバ、洵ニ両全ノ便宜ヲ得ル」ことができる³¹と述べている。ここにいう「神道全体」とは、神社神道と教派神道を含むと考えられ、当時の皇典講究所・國學院が国学的教育機関として神社・教派に果たした役割が窺われよう。こうした神宮教での諮問を経て皇典講究所との間に「甲乙丙号ノ条約」が定められた。甲号³²は、土地・建物の権利関係について定め、乙号に相当する契約は、学生の養成に関して定めたものである。ここで注目されるのは、教校の卒業生に任意で「卒業試験

ノ成迹ニ応シテ相当ノ学階ヲ授与」することも定められたことである。ここから神宮教の教師養成に「国学」が基盤となっていたことが窺い知れる。また、丙号では、甲乙両号の契約をする上でのもので、神宮教の重職者が皇典講究所の運営に関わることを定めている。以上を経て神宮教々校は、明治二十九年國學院と併置されるに至り、神宮教々校の生徒は、國學院へ別科生として入学することとなった。⁽⁵³⁾

また、この時期注目されるのが神宮教による皇典講究所の出版活動の援助である。皇典講究所は、その設立以来、多くの雑誌や図書を刊行して「国学」の社会的発信を行ってきたが、そうした営為の一つとして明治二十九年から三十一年にかけて刊行された『神道叢書』がある。⁽⁵⁴⁾『神道叢書』は、第一巻から第六巻までの編纂者を中島博光と大宮兵馬、発行所を神宮教院と水穂会としていたが、第七巻以降は編纂者が佐伯有義に、発行所は神宮教院のみとなっている。こうした変化は、財政難に喘ぐ皇典講究所に対し、神宮教が出版事業を引き受けていったことによる変更と考えられる。このように神宮教と皇典講究所の間には、出版活動からも密接な関係が構築されていた。

これ以後、神宮奉斎会では、三十三年六月に生徒数二十余名の国典攻究飯田町支部を皇典講究所で講師を務める山健が主幹となって開設している。⁽⁵⁵⁾この飯田町支部は、三十五年五月生徒教養所と改称され森津倫雄⁽⁵⁶⁾が取締となり、十三名が神宮奉斎会の補助生として國學院（三年生が八名、二年生が四名、一年生が一名）の本科・撰科生として在学し、卒業後には神宮奉斎会の賛成員へと推薦されている。⁽⁵⁶⁾尚、補助生は、國學院の学生の内、「學術優等品行方正の者」を各本部長の推薦によって決定していた。⁽⁵⁹⁾

以上のように神宮奉斎会は、人材養成と出版活動の助成を軸として皇典講究所と一定の関わりを有していた。

一方で、神宮奉斎会と皇典講究所・國學院の新たな関係が構築されることとなった契機が、明治三十五年五月二十六日に皇典講究所・國學院の主要な施設を失わせた火災であった。ここからの復興策として三十六年二月二十八

日の皇典講究所評議員会では、「一、皇典講究所法人規定第四ノ二項ニ基キ現在ノ地所建物買戻シノ件」、「二、本所構内ナル東京府所有第四中学校校舍並付属舎払下ケ及前項諸建物大修繕ノ件」、「焼失校舍再建ノ件」、「研究科実施ノ件」、「図書館設置ノ件」、「礼典調査会設置ノ件」が諮問されたが、この評議員会で皇典講究所幹事兼國學院主事の高山昇は、

昨年四月ノ評議會ニ於テ各社ノ増額ヲ査定スルト同時ニ神宮奉齋会ガコレ迄年額金千円ヅ、生徒教養費ヲ支出セシニ対シ、金二千円ノ増額即金三千円ノ支出ヲ同会ニ交渉（中略）本所ト奉齋会トノ共同事業ニ対シテ出金トセバ如何トノ新交渉（中略）

即ち本所の法人規定の目的（一）国学者を集めて、本邦の典故文献を講究すること、（二）國學院を置き学生を養成すること、（三）国学に関する著作印行、

神宮奉齋会の寄付行為には、（一）国典攻究部ヲ設ケ国典ヲ攻究ス、（二）国典編輯ヲ設ケ国典儀式ニ関スル書類ヲ編輯スル、（五）、国体クニタマ（宗教ニ渉ル儀式ヲ含マズ）修行部ヲ設ケ祭典儀式ヲ練習ス、

全ク其ノ目的ヲ同ウスルモノナレバ、之ヲ共同事業トセバ神宮奉齋会ヨリ年々金五千円ヲ出金スルコトヲ得ベケンカト云フ交渉是ナリ、

今日マデ入組ミタル種々ノ感情モアルコトナレバ、明治二十九年二月廿九日ヲ以テ買戻約定ニテ売渡シタ土地及家屋一切ヲ買戻ス必要アルヲ認メタリ、

神宮奉齋会ニ於テモ、此ノ共同事業ニ依リテ比較的少額ノ金ヲ以テ寄附行為ニ適合セル公益事業ヲ為シ得ラルト云フニ至リテハ、一挙兩得斯道ノ為大ニ賀スベキコトナリト信ズ云々

と報告をしている。⁽⁶¹⁾即ち、皇典講究所は、火災からの復興策の一つとして神宮奉斎会から支出されていた生徒教養費千円を三千円に増額することを交渉したが、不調に終わる。しかし、その後、皇典講究所と奉斎会の目的が同じであるために共同事業とすることによって五千円を支出するという交渉が行われた。この交渉は、奉斎会側にとっても「比較的少額ノ金ヲ以テ寄附行為ニ適合セル公益事業ヲ為シ得」る「一挙兩得」の案であった。また、皇典講究所が奉斎会に売渡した土地建物の買戻し期限が明治三十六年三月三十日のため、皇典講究所は、一万七千円の起債を行い、土地建物を買戻して基本財産とした。⁽⁶²⁾以上のような交渉が纏まり、三十六年三月三十一日に奉斎会と皇典講究所との間に、次の契約が交わされた。⁽⁶³⁾

第一条 神宮奉斎会皇典講究所と目的を同ふする左の条目は共同にて執行するものとす

一、本邦の典籍文献を講究し祭典儀式の調査及練習を為すこと

一、国学を攻究すること（生徒養成を包含す）

第二条 前条業務執行場所は皇典講究所に於てするものとす

第三条 神宮奉斎会は共同業務執行費用に充つるため、明治卅六年度（当年四月ヨリ翌年三月迄ヲ一年トス）より同卅八年迄毎年金

五千円宛同卅九年度より毎年六千円宛を出金するものとす

但し本条の出金は月額に割合毎月一日支出するものとす

第四条 皇典講究所は共同業務執行のため土地建物什具類を供給し之れが使用に供するものとす

第五条 皇典講究所は前条の土地建物に要する費用及び第三条神宮奉斎会出金額にて不足する費用を負担し、出

金するものとす

第六条 第一条の共同業務執行により調製したる物件及諸収入金は神宮奉斎会皇典講究所の共有に属するものとす

第七条 前条収入金は神宮奉斎会皇典講究所合議の上共同業務に使用するものとす

第八条 共同業務執行の監督は神宮奉斎会皇典講究所職員中より各代表者一人宛を定め之れが任に当らしむるものとす

第九条 共同業務執行に要する人員は皇典講究所の職員を以て之れに充て之れに要する経費は共同費を以て支弁するものとす

第十条 共同業務執行の収支は毎年度(自当年四月至翌年三月)の始めに於て予算を編成し之れに因りて事務を取扱ふものとす

但し不得止事由に依り予算外の支出及他の款項の金員を流用せんとするときは神宮奉斎会皇典講究所の代表者(共同業務執行監督者)の合議に依り決行するものとす

第十一条 其他業務執行の収支予算は毎年度の終りに之を為し剰余金は之を翌年度に繰越すものとす

第十二条 共同物件金田等の分割を為す時は神宮奉斎会皇典講究所平等分配を為すものとす

第十三条 此の契約の期限は明治卅六年四月一日より明治四十一年三月三十一日迄満五年と定む

但し満期に至り継続する時は更に協定するものとす

右の契約は、神宮教時代の契約が契約期間中であつたため、明治三十六年三月三十日に一端解除を行い、改めて神宮教時代の契約に代るものとして契約された。契約書によると、神宮奉斎会と皇典講究所は、「本邦の典籍文献を講

究し祭典儀式の調査及練習」と、生徒養成を含む「国学を攻究する」という、目的を同じくする事業を共同で執行することを定めた。これに伴い奉斎会は、共同業務執行費用として、明治三十六年から三十八年まで金五千円を、三十九年からは金六千円を皇典講究所に支払うこととなった。また、共同業務執行の監督を奉斎会と皇典講究所の代表者各一名が行い、共同業務執行を行う人員は皇典講究所の職員から選出され、その経費は「共同費」から支出されることとなった。尚、共同事務の監督者には、久保恵鄰が就任している。⁽⁶⁵⁾さらに、この契約書に付随した規定書が三十六年三月三十一日に定められた。⁽⁶⁶⁾本規定書で注目されるのは第五条である。ここでは、奉斎会の推薦によつて皇典講究所顧問が一名、奉斎会理事から幹事が二名、理事四名が協議員に、皇典講究所職員ではない本部長が評議員を、それぞれ囑託されることとなった。これにより奉斎会理事の藤岡好古が顧問、理事の船曳衛・賀茂百樹が幹事、篠田時化雄・神田息胤・塚田菅彦・田中成一郎が協議員、本部長十九名が評議員を囑託された。⁽⁶⁶⁾しかしながら、こうした奉斎会と皇典講究所の人的関係は、四十一年に契約が期間満了となつて再契約されることはなかつたため自然と解消されたようである。

以上のような神宮奉斎会からの援助に対して皇典講究所は、明治四十一年五月に開催された大会議で「神宮奉斎会ハ本所ト共同事業ヲ為シ、年々多大ノ金円ヲ支出セリ、本所ノ發展シテ現況ヲ見ルニ至レルコト実ニ一大原因ナリトイフベシ、爰ニ本会ハ謝意ヲ表シ併セテ将来ノ賛助アランコトヲ希望ス」⁽⁶⁷⁾との決議案を可決し、改めて奉斎会への謝意を表明している。

他に、神宮奉斎会と皇典講究所の共同事業の一つに『神祇全書』全五輯の出版がある。『神祇全書』は、明治三十九年に第一輯が刊行され、明治四十一年までに第五輯まで刊行された。『神祇全書』は、発行者が皇典講究所（代表者、目黒和三郎）と神宮奉斎会（代表者、北山重正）となつており、編纂校訂代表者を佐伯有義が務め、他に本居

豊頼、井上頼圀、宮地巖夫、高山昇等が校訂を、資料の蒐集には、萩野由之、松本愛重、村岡良弼、黒川真道、逸見仲三郎、松木時彦といった当時の著名な国学者・神職が関わっていた。こうした『神祇全書』発行の目的とは、日露戦争への「紀年事業」の一つとして、忘れ去られつつある「神のふる事をしるせるもの」を集めて、「万代にのこしとせぬ」ことであつた。⁶⁸ そのため『神祇全書』の内容は、主に神社や神社考証に関わる文献が多数収録されている。本書の価値は皇典講究所の出版活動の実態や社会的意義の更なる解明と共に、今後検討されるべき課題と考えるが、少なくとも『神祇全書』の刊行は、奉斎会と皇典講究所の共同業務の成果であつただけはいえよう。

このように神宮奉斎会は、神宮教時代から、人材養成・出版活動を軸として、皇典講究所と密接な関係を構築していた。この関係は、奉斎会時代においても一貫して継続されていたが、神宮教の「非宗教」化と、皇典講究所・國學院の火災を契機として、その人的な一体化がより強く促されていくこととなるのである。

四、「祭祀」「学事」と「教派」

これまでみてきたように神宮奉斎会は、「宗教」から離脱し「非宗教」化し、「祭祀」「学事」と非常に緊密な関係を構築していた。こうした関係を前提として、本節では、この三者と、明治十五年の「祭教学分離」によつて分離され、「宗教」に位置づけられていた「教派」との関係から「非宗教」について検討してみたい。

明治十五年の神宮教導職分離という「祭教学分離」によつて、「祭祀」「学事」と明確に分離していった教派神道は、十七年に教導職制度自体が廃止されたことにより、制度的に確立していくことになる。⁶⁹ この「教派」と「祭祀」「学事」の関係については、これまでその分離が強調されてきた結果、「教派」の教師任命をめぐって、「祭祀」と「学事」の

両者に関わりがあつたことは、あまり言及されていないように思われる。「教派」と「祭祀」「学事」が教師任命を軸に一定の関係を有していたことは、明治二十八年に成立した各教派の「教師検定条規」から窺われる。この「教師検定条規」は、二十八年五月三十日に出された内務省訓令第九号「教規宗制中に教師検定条規を定むる件」を受けて成立したものである。まず、この内務省訓令によると、「各神道教派」「各仏道教派」に対し内務省は、「各教宗派教師」が「布教伝道ノ任ニ在ルヲ以テ学識德行」を兼ね備えた「世上ノ崇敬欽仰ヲ受クヘキ」存在と位置づけた上で、教師の現状を「現今教師中無学悖德ニシテ其任ニ適セサルモノ尠ナカラスト聞クスノ如キハ啻ニ教師ノ本分ヲ尽クス能ハサル」と批判して、「教義宗旨ノ不振及徳義ノ廢頽ヲ来シ遂ニハ教宗派の衰微ヲ招キ茶毒ヲ社会ニ流布スルコトナキヲ保シ難シ」との危機感を表明する。その上で「人民ニ布教伝道スル教師ハ教義宗旨ニ精通スルノ外尚尋常中学校科相当以上ノ学識ヲ具備スルニアラサレハ到底其任ニ適セス」と述べ、教師資格の条件として中学校卒業以上の学力を求めている。この内務省訓令を受け、各教派では「教師検定条規」を定めていく。各教派の「教師検定条規」では、黒住教・神宮教⁽⁷⁾・神道扶桑教を除いた、実行教・神道修成派・神道・大成教・神習教・大社教・神道禊派が教師資格の認定にあたって官国幣社の神職としての経歴や、神宮皇學館本科卒業生、皇典講究所学階証を有するものなどについて試験の一部或いは全部を免除している。ここから明らかなように、明治十五年に「祭祀」「学事」と分離した「教派」は、神道教師の資格授与と関連して「祭祀」「学事」と一定の関係を有していたのである。さらに、これは「教派」の基盤の一つに「学事」たる「国学」が存在したことを示しているよう。

こうした「祭祀」「学事」と「教派」の関係を前提として、二つを分かつ「宗教」の垣根を超えて結成されたのが神道同志会である。この神道同志会結成について、『神社協会雑誌』の「全国神道家大会」では、次のように報じられている。

全国神道家大会は去る三月十六日神道元老諸氏の集會に依りいよく開會する事に決し神職より五名以上神宮奉斎会皇典講究所より五名以上神道各教派より五名以上の委員を選出して今後の方針は一切委員に一任する事となり同月二十日及び廿四日午後一時より牛込赤城清風亭に委員會を開き左の如く決定す

- 一 来る五月四日五日の兩日神田錦町錦輝館に於て全国神道家大会及び大演説會を開會する事
 - 一 大会の前後上野公園其他に於て天幕伝道並に「神道のはなし」と題せる敬神尊皇愛國の三大要領を通俗的に編輯し五十万部を印刷施本する事
 - 一 全国神道家大会事務所を麹町区飯田町二丁目三十九番地に設置する事
 - 一 以上に対する一切の費用を金四千五百円と見積り出金する事
- 等を決議し散會直ちに各方面の運動に着手せりといふ

この決議を経て、明治四十年五月四日に開催された神道同志大会が「來會者千人以上」を集めて開催され、

- 一 吾人は神道同志會を組織す
- 一 神道同志會は教育勅語を遵法し斯道の發展を圖るを目的とす
- 一 神道同志會に委員を置き必要の事項を處理せしむ

の三つが決議された。⁽⁷⁾ この決議による神道同志會の設立を神宮奉斎會は、機関誌『養徳』（六卷五号）において、次のように評価する。⁽⁸⁾

従来我が神道界は学者と神職と教会との三つに分れ学者は只其の研究に籠蟄し、神職は各神社に退隠し教会は各派に孤立して氣脈相通せず、胡越啻ならざりしが、今や一朝にして合同し、相連絡提携して斯道の發展に従事せむとするに至れるは抑時期到来の期運とはいへ我が党各方面の諸士が自覚奮発せられたるに由るものにて、茲に同志会なるもの新に組織せられ各方面より委員選出して永遠に尽瘁せられんとするに至れるは斯道の為め誠に慶賀すべきこと、いふべし、而して其の教育勅語を遵法するを以て本会の主旨綱領とせるは至当至正旗幟鮮明神道家たる者宜しく此の旌旗の下に縦横馳駆せざるべからずや、抑教育勅語は国民徳教の典型として降り給はりたるものにして教育上にもみ関するものにあらず、然るに従来教育上にもみ関せるものと誤解せるもの世に尠からず、我々神道家は宜しく此の誤解を氷積して深く家庭に勅語の御旨趣を普及せしむることを勉めざるべからず、今や教育勅語は 天皇陛下の御稜威と共に海外に普及し、欧米の人士深く勅語の御旨趣に感激して遵奉するものあるに至れり、此の時に際し、我々神道家は中外古今に施して悖らざる勅語の大道を宣布して我か建国の大教を宣布す、豈偉大の業ならずや、神道家たる者、其責任は更に一層の重を加へて、其の事業益發展するを見るに至らむ豈快事にあらずや、冀くは同志会の決議をして愈其効力あらしめんことを望んで止まざるなり

右では、「神道界」が「祭教学分離」以来、「氣脈相通」せる状態であったことを批判し、「相連絡提携して斯道の發展に従事」するために神道同志会を結成したと述べる。そして「教育勅語」が「教育上にもみ関」するものではないことを指摘した上で、勅語が欧米からも評価されていることを理由としてあげつつ、活動の中軸に「勅語の大道を宣布して我か建国の大教を宣布す」ることを据えたことを高く評価している。

さらに、彙報欄では、この時の概況が記されている。これに沿って、大会の状況を述べると、会長を千家尊福、委

員長を藤岡好古が務め、神職会関係者として赤澤末吉、賀茂水穂、久保恵鄰、立花照夫、西内成郷、山崎常磐、岡部讓が、神宮奉斎会からは、北山重正、篠田時化雄、田中成一郎、船曳衛、宮原正喬、山田大路元安が、皇典講究所からは、今井清彦、高山昇、目黒和二郎が、教派神道関係者としては、黒住教から赤澤出八、禊教管長乾久三郎、神道本局から神崎一作、扶桑教管長宍野健丸、実行教管長柴田禮一、神習教から菅野正照、大社教東京出張所長千家尊弘、御嶽教代表者関口康壽、修正派管長新田邦貞、金光教本部出張所専掌畑徳三郎、といった人物が参加している。また、大会の開催にあたっては、「殊に皇典講究所諸氏の如き其勞多きに居ることは尤も感謝すべきことなりとす」と報じられている。⁷⁹ 皇典講究所が神道同志会の開催に尽力したことは、先にみたように「学事」が神職養成と共に、教派神道の教師養成に関っていたことによつて、「祭祀」と「教派」の結節点たり得る位置に存在していたからであろう。他に、注目されるのは、「教派」が「宗教」を超えて「非宗教」たる「祭祀」「学事」と協調するための中核に位置づけられたのが「教育勅語」であつたことである。ここからは、「祭祀」や「教派」において「教育勅語」や、それを基盤とした「国民道徳論」を説くという行為が、明治後期において「宗教」「非宗教」を問わず「神道」が一致して行うべき重要な課題と考えられていたことが窺い知れる。

さて、神道同志会は、明治四十年十二月に「昨年の大会を承継して永遠に設立することゝなり」「神道同志会々則」を決定する。⁸⁰ 「神道同志会々則」では、第一条で名称を「神道同志会」とし、第二条で、その目的を「教育勅語を遵奉し惟神の大道を宣揚する」ことに定め、第三条で「神道に関係ある各団体及有志者」によつて組織されることが決められた。そして第四条で神道同志会の事業を、斯道に関する講演・図書の発行・教育事業の振起等に定めている。尚、神道同志会の会長は、引き続き千家尊福が、幹事長を藤岡好古が務め、評議員を神職や、皇典講究所、神宮奉斎会、教派神道関連の人物が務めている。⁸¹

神道同志会は、これ以後、主に講演活動を軸として活動を行っていくこととなるが、管見の限りでは明治末年頃にその活動を終えたと思われる⁸²⁾。神道同志会の活動が社会的にどのような意義を持ったかはともかくとして、重要なことは、明治後期において全国神職会・神宮奉斎会・皇典講究所・各教派神道が「宗教」の垣根を越え「神道」として「非宗教」的な活動を行う必要を共有していたことであり、その成果が神道同志会の設立であったことである。また、神道同志会に皇典講究所が関わっていることは、皇典講究所が神社・教派と人材養成を軸に一定の関係を構築していたからであり、これは、神社・教派の基盤の一つに「国学」が存在したことを示していると共に、両者の結節点たる位置に皇典講究所があったことを意味しているのである。

むすび

本稿では、明治後期を対象としつつ、「非宗教」たる「祭祀」「学事」と神宮奉斎会の関わりについて検討してきた。最後にこれまで述べたことを纏めつつ、奉斎会の役割を確認して、明治後期における「非宗教」という枠組みについて述べることにしたい。

神宮と特別な来歴を有していた神宮教は、その活動を「公認教制」下の「宗教」として相対化されることを回避し、「宗教」の圏外に立つことを目的に、「非宗教」としての神宮奉斎会を設立する。こうした動向は、明治二十年代の神宮教における土地をめぐる紛擾を経て主張されることとなり、「宗教」的な言説を封じ、自らの活動を「国民道徳」として位置づける考えに後押しされていた。そして、神宮教から「非宗教」化を遂げた奉斎会は、神宮大麻・暦の頒布活動と、「非宗教」としての「国礼」執行、「勅語勅諭」を基とする講演等を活動の主軸としていく。これらの活動

の内、大麻頒布は、神宮の「宗教」性と関わる行為であると共に、その収入が奉斎会の目的に沿う活動に使用される重要な事業であり、奉斎会と神職会の一体化を進める役割を果たした。また、「国礼」執行、特に神葬祭の介助は、日露戦争を契機として戦死者祭祀へ奉斎会が積極的に関与する結果を招来し、「祭教分離」によって制限されていた「祭祀」の「宗教」的な行為を、「祭祀」と同じ「非宗教」という枠組みの中から保証する役割を果たす行為であったとみなすことができる。こうした神宮奉斎会の活動は、「国典」に依拠することが「非宗教」としての重要な根拠となっていた。この理解を背景としつつ奉斎会は、明治三十五年の皇典講究所の火災を契機として、皇典講究所と共同で業務を執行する契約を締結し、共同業務執行費を支払いつつ、人的な一体化を進めていくと共に、『神祇全書』出版という皇典講究所の「国学」研究と、その社会的発信を支えてもいた。

以上のように神宮奉斎会は、明治後期の「祭祀」「学事」「教派」「宗教」の関係性の中で、「宗教」に属す「教派」から財団法人として離脱し、「祭祀」「学事」と同じ「非宗教」という枠組みに属しながら、その両者と人的な一体化を進めていく。そうした中で、大麻頒布や「国典」に依拠する「国礼」を行うことにより、「非宗教」としての「祭祀」をめぐる「宗教」性を補う役割を果たしたのである。さらに、かかる神宮奉斎会の位置づけからは、少なくとも明治後期の神道人達にとって、「国典」に依拠する「国礼」が「非宗教」たる根拠として一定の説得力を持つものであったことを示している。しかし、濱田國松による神宮奉斎会への批判から窺い知れるように、この理論は、明治四十年頃にその矛盾を露呈していく。こうした理論と奉斎会の活動実態の乖離が、後の神宮奉斎会会長今泉定助による神社を「既成宗教を超越したる、一種の宗教⁸⁵」とする理解へと繋がっていくこととなるのであった。

他方で、明治十五年を画期とする「祭教学分離」によって「祭祀」「学事」と分離し、「宗教」へと位置づけられた「教派」は、教師任命をめぐる「祭祀」「学事」と一定の関係を有していた。こうした関係を前提としつつ、明治

四十年には、「祭祀」「学事」と「教派」が、両者を分かつ「宗教」の垣根を越えて「教育勅語を遵法し斯道の発展を図る」ことを目的とした神道同志会を結成する。これは、明治十五年以降も、この三者が人的な面から関わりを有していたことによるものであり、特に「学事」が「祭祀」と「教派」に対し、人材養成という側面から両者の結節点としての位置を確保していたからであった。このことは「祭祀」だけでなく「教派」の基盤の一つに「国学」があったことを示唆しており、皇典講究所の社会的役割の一端を窺わせよう。かかる「非宗教」としての「祭」「学」と「宗教」としての「教派」の関係性は、「祭教学分離」が三者の断絶そのものを示すものではないことを意味しているのである。そのため今後は、「非宗教」と「宗教」の関係を前提としつつ、近代における「神道」や「宗教」の動向を再検討する必要も出てくるであろう。

註

- (1) 「祭政一致」を中心とする近代神道史の展開については、阪本健一『明治神道史の研究』（国書刊行会、昭和五十八年）、神社新報社政教研究室編『増補改訂 近代神社神道史』（神社新報社、昭和六十一年）、阪本是丸『明治維新と国学者』（大明堂、平成八年）、『国家神道形成過程の研究』（岩波書店一九九四年）、武田秀章『維新时期天皇祭祀の研究』（大明堂、平成八年）、阪本是丸編『国家神道再考―祭政一致国家の形成と展開―』（弘文堂、平成十八年）等を参照。
- (2) 前掲『近代神社神道史』二二三頁。
- (3) 「神社対宗教」の問題については、加藤玄智編『神社対宗教』（明治聖徳記念学会、昭和五年）、河野省三『神社対宗教問題の考察―神道性格論の一面―』（『神道学』第十一号、昭和三十一年）、藤田大誠『神社対宗教問題に関する一考察―神社参拝の公共性と宗教性―』（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』七号、平成二十五年）等を参照。
- (4) 近代の宗教概念については、『近代日本の宗教言説とその系譜 宗教・国家・神道』（岩波書店、二〇〇三年）、『宗教概念あるいは宗教学の死』（東京大学出版会、二〇二二年）、星野靖二『近代日本の宗教概念―宗教者の言葉と近代』（有

志舎、二〇二二年）等を参照。

- (5) 明治期の「祭教分離」について論じたものとして、前掲阪本『明治神道史の研究』、前掲『近代神社神道史』、前掲阪本『国家神道形成過程の研究』、同『近世・近代神道論考』（弘文堂、平成十九年）、佐々木聖使「神道非宗教より神社非宗教へ―神官・教導職の分離をめぐる―」（『日本大学精神文化研究所紀要・教育研究所紀要』第一六号、昭和六十年）同「国家神道形成過程の一考察―明治一四年の神祇官再興問題を通して―」（『山田顕義―人と思想―日本大学総合科学研究所、平成四年）、齊藤智朗「井上毅と宗教―明治国家形成と世俗主義―」（弘文堂、平成十八年）、同「帝国憲法制定期における祭教分離論」（前掲『国家神道再考』所収）等がある。

(6) 前掲註3を参照。

(7) 近代国学の成立については、藤田大誠『近代国学の研究』（弘文堂、平成十九年）を参照。

(8) 前掲藤田『近代国学の研究』二一六頁。

- (9) 神宮奉斎会は、明治初年に神宮が国民教化運動を目的として設立した神宮教院を淵源とし、明治十五年の神宮教導職分離により神宮教となり、明治三十二年に財団法人神宮奉斎会へと展開していった組織である。この神宮奉斎会は、神本庁の前身となった民間の神祇関係三団体（他は皇典講究所・大日本神祇会）の一つであり、終戦を期に神本庁へと発展的解消を遂げている。神宮教院・神宮教・神宮奉斎会の通史的な活動については、岡田米夫編『東京大神宮沿革史』（東京大神宮、昭和三十五年）を、神宮教院については、河野省三『宮川随筆』（神宮司庁、昭和三十七年）、『神宮・明治百年史』（神宮司庁、昭和四十六年）、久保田収「神宮教院と神宮奉斎会」（『明治維新神道百年史』第四卷、神道文化会、昭和四十三年）、阪本健一「明治初期における神宮の教化運動」と「神宮と明治維新」（共に前掲『明治神道史の研究』所収）、神宮教については、菅浩二「日清戦争期の神宮教と海外神社―台湾神社初代宮司・山口透の生涯（前）―」（『日本統治下の海外神社―朝鮮神宮・台湾神宮と祭神―』、弘文堂、平成十六年）、黒田宗篤『宮地巖夫研究―その半生について―』（玉廬舎塾、平成二十三年）、拙稿「神宮教の組織と活動に関する基礎的研究」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第四号、平成二十四年）等を参照。

(10) 都筑馨六については、馨光会編『都筑馨六伝』（馨光会、大正十五年）、小宮一夫「都筑馨六」（『近現代日本人物史料情報辞典』第二卷、吉川弘文館、二〇〇五年）等を参照のこと。

- (11) 前掲『東京大神宮沿革史』五〇―五八、六二―六八頁。
- (12) 田中頼庸は、明治二十六年七月十三日に辞職願を提出、同月十七日に内務大臣より認可された。前掲『東京大神宮沿革史』六八―六九頁。
- (13) 本稿では、読みやすさを考慮し、資料の引用等にあたっては正体字・異体字・合字等は適宜通行の字体に訂正している。
- (14) また、こうした問題は、明治中期に進展した第三次「祭教分離」における近代の神宮をめぐる議論とは無関係ではないと考えられる。この第三次「祭教分離」政策の顛末については、前掲、齊藤「帝国憲法成立期における祭教分離論」を参照のこと。
- (15) 「神宮教の本領」(『教林』三十五号、明治二十九年五月)。尚、『教林』は、神宮教が神宮奉斎会へ改組したことを受け、明治三十二年九月に「祖国」へと改題し、明治三十五年九月には『養徳』へと改題している。本稿では、『教林』と『養徳』については、国立国会図書館所蔵のものを、『祖国』については、國學院大學河野省三博士記念文庫所蔵のものを参照した。
- (16) 前掲『東京大神宮沿革史』九五―九七頁。藤岡好古の伝記については、宮井鐘次郎『藤岡翁小伝』(藤岡翁古希祝賀会事務所、大正五年)を参照。
- (17) 前掲菅『日本統治下の海外神社』二七九―二八〇頁。
- (18) 堀秀成については、『宣教使堀秀成一誰も書かなかった明治』(三弥井書店、二〇一二年)、小林威朗「堀秀成と宣教使」(『明治聖徳記念学会』復刊第五十号、平成二十五年)等を参照。
- (19) 「祖国」二号(明治三十二年十月)。
- (20) 「神宮教々規」については、前掲拙稿「神宮教の組織と活動に関する基礎的研究を参照。この「神宮教々規」は明治二十六年に改正されたが、その活動方針に関しては、ほぼ改正以前の教規に沿うものであり、基本的な方向性は変化していないといえる。ただし、第二条に神宮教の主祭神が「天照坐皇大神」と明記されている。さらに明治三十一年四月十九日には、奉斎神に豊受大神が加えられた。前掲『東京大神宮沿革史』九三―九四頁。
- (21) 前掲『東京大神宮沿革史』九八―一〇一頁。
- (22) 前掲、同、一〇二頁。

- (23) 『祖国』 一号（明治三十二年九月）。あるいは、前掲『東京大神宮沿革史』一七四—一七五頁等も参照のこと。
- (24) 神宮教の説教活動については、前掲拙稿「神宮教の組織と活動に関する基礎的研究」を参照のこと。
- (25) 以下、神宮奉斎会の組織に関する記述は、特に断りのない限り、全て前掲の『東京大神宮沿革史』に拠っている。
- (26) 講師・講書・講書補の任命条件を左に掲げておく。尚、いずれも各条件の内一つを満たす者が任命される。
講師は、

- 一、国典攻究部高等試験合格証書を有する者
 - 二、博士の学位又は学士の称号を有する者
 - 三、帝国大学、高等師範、高等学校、神宮皇學館本科又は国学院本科卒業証書を有する者
 - 四、皇典講究所の学正の学階を有する者
 - 五、高等官、高等官たりし者又は同待遇を受けたる者にして学歴ある者
 - 六、明治十七年八月十一日以前権少教正以上に補せられたる者
 - 七、斯道に関する著述を為し、或は斯道拡張に経験ある者にして、其職に適當なる者
 - 八、滿十年以上講書の職に在りし者
- 講書は、

- 一、国典攻究部尋常試験合格証書を有する者
 - 二、尋常師範、尋常中学校の卒業証書を有する者
 - 三、判任官又は判任官たりし者又は同待遇を受けたる者にして学歴ある者
 - 四、滿三ヶ年年以上学校教員（準判任官以上）の職を勤めし者
 - 五、明治十七年八月十一日以前権大講義以上に補せられし者
 - 六、皇典講究所三等司業以上の学階を有する者
 - 七、滿五年以上講書補の職にありし者
- 講書補は、

- 一、国典攻究部尋常試験二科目以上を及第せる者

- 二、神宮皇學館専科又は国学院専科卒業証書を有する者
- 三、明治十七年八月十一日以前権訓導以上に補せられし者
- 四、皇典講究所八等司業以上の学階を有する者

となっている。前掲『東京大神宮沿革史』一四二—一四四頁。

(27) 主礼・礼部・礼部補の任命条件を左の掲げておく。尚、主礼・礼部・礼部補も各条件の内一つを満たす者が任命されている。

主礼は、

- 一、国礼修行部の高等試験合格証書を有する者
- 二、神宮奉齋会本部長又は大本部幹事の職に在る者
- 三、元神宮大教正権大教正たりし者
- 四、神宮禰宜以上、官国幣社宮司又は権宮司の職にありたる者
- 五、高等官、高等官たりし者又は高等官の待遇を受けたる者及高等官の資格を有する者にして国礼に通曉する者
- 六、明治十七年八月十一日以前権少教正以上に補せられたる者
- 七、満十年以上礼部の職に在りたる者

礼部は、

- 一、国礼修行部尋常試験合格証書を有する者
- 二、本部幹事、大本部課長、本部課長、又は支部長の職に在る者
- 三、官国幣社主典以上又は府県郷村社々司の職にある者
- 四、元神宮教権少教正以上に補せられし者
- 五、明治十七年八月十一日以前権大講義以上に補せられし者
- 六、皇典講究所三等司業以上の学階を有する者
- 七、満五年以上礼部補の職に在りたる者

礼部補は、

- 一、国礼修行部尋常試験二科目以上及第せる者
 - 二、本院、大本部本部録事又は支部書記の職に在る者
 - 三、元神宮教権訓導以上に補せられし者
 - 四、郷社々司又は府県郡村社社掌の職にある者
 - 五、明治十七年八月十一日以前権訓導以上に補せられし者
 - 六、皇典講究所八等司業以上の学階を有する者
- となつてゐる。前掲『東京大神宮沿革史』一四四―一四六頁。
- (28) 前掲『東京大神宮沿革史』一五五―一八六頁。
 - (29) 神宮大麻・暦の頒布については、「神宮大麻に関する研究会報告書（二・二）」（『神社本庁教学研究研究所紀要』、平成十六・十七年）を参照のこと。
 - (30) 前掲『東京大神宮沿革史』四六頁。
 - (31) 神部署官制については、阪本健一編『明治以降神社関係法令史料』（神社本庁明治維新百年記念事業委員会、昭和四十三年）一六一頁。
 - (32) 『帝國議會（衆議院）委員會神社関係議事速記録』（神社本庁、平成二十二年）、二二六―二七〇頁。
 - (33) 前掲『東京大神宮沿革史』一八五頁。
 - (34) 前掲『帝國議會（衆議院）委員會神社関係議事速記録』三三八―三六九頁。
 - (35) 前掲『東京大神宮沿革史』一八六―一八七頁。
 - (36) 『全國神職會々報』一六五号（明治四十五年七月）。
 - (37) 前掲『東京大神宮沿革史』一七九―一九九頁。
 - (38) 前掲、同。
 - (39) 前掲、同、一九三一―一九七頁。
 - (40) 一松又治『神宮大麻と国民精神の機微』（社会神道学研究会、大正九年）九八頁。また、大正期における地方神職会の大麻頒布活動については、藤本頼生「地方神職会会報にみられる神宮大麻頒布の諸相」（『明治聖徳記念学会紀要』復

刊第四九号、平成二十四年）を参照。

- (41) 『全國神職會々報』五六号（明治三十七年三月）。
- (42) 神宮教の従軍布教使については、前掲、菅『日本統治下の海外神社』を参照。
- (43) 『養徳』三卷二号（明治三十七年二月）。
- (44) 前掲、同、三卷三号（明治三十七年二月）。
- (45) 前掲、同、三卷七号（明治三十七年六月）。
- (46) 前掲、同、三卷六号（明治三十七年五月）・同七号。
- (47) 『全國神職會々報』五十九号（明治三十七年六月七日）。
- (48) 前掲『帝國議會（衆議院 委員會神社關係議事速記録』三五八頁。
- (49) 『國學院大學百年史』（國學院大學、平成六年）上卷、二四四―二四五頁。
- (50) 神宮教々校については、前掲拙稿「神宮教の組織と活動に関する基礎的研究」を参照。
- (51) 前掲『東京大神宮沿革史』八四―八五頁。
- (52) この契約については、前掲『國學院大學百年史』二四七―二四九頁を参照。
- (53) 前掲、同、二五五頁。尚、神宮教々校が最終的にどのようになったかは不明であるが、現状では、教校の学生を國學院の別科生としたことにより有名無実と化した可能性が高いと思われる。
- (54) 阪本是丸『皇典講究所關係出版物に関する一考察』（國學院大學研究開発推進センター編『史料から見た神道―國學院大學の學術資産を中心に―』、弘文堂、平成二十一年）。
- (55) 『祖国』十一号（明治三十三年七月）。
- (56) 森津倫雄の略歴については、森津倫雄述『石上神宮の鎮魂祭』（森津先生喜壽祝賀会、昭和二十八年）を参照。
- (57) 『養徳』三号（養徳社、明治三十五年五月）。
- (58) 前掲、同、六号（明治三十五年八月）。
- (59) 前掲、同、七号（明治三十五年七月）。
- (60) 前掲『國學院大學百年史』三三六―三三七頁。

- (61) 前掲、同。
- (62) 前掲、同、三四四頁。
- (63) 前掲『養徳』二巻四号（明治三十六年五月）。前掲『東京大神宮沿革史』一六〇—一六一頁。
- (64) 前掲『國學院大學百年史』三四六頁。
- (65) 前掲『東京大神宮沿革史』一六二—一六三頁。尚「規定書」の本文を左に掲げておく。
- 第壹条 神宮奉齋会ト皇典講究所ト其目的ヲ同フスル著作編輯ハ追テ協議ノ上執行スルモノトス。
- 第貳条 前条ノ場合ニ於テハ、皇典講究所ノ表門ニ掲グル神宮奉齋会國典攷究部ノ門標ニ國典編輯部ノ五字ヲ加フルコト。
- 第參条 第壹条ノ共同業務執行ニ要スル經費ハ更ニ出金シ、其ノ細則ハ別ニ定ムルモノトス。
- 第四条 國學院研究科実施ノ時ハ、古学ノ一科（名称ハ更ニ規定スルモノトス）ヲ置クモノトス。
- 第五条 神宮奉齋会、皇典講究所共同業務ノ円満遂行ヲ謀ランカ為メ、皇典講究所ハ神宮奉齋会ノ推薦ニ依リ、左ノ職員ヲ囑託スルモノトス。
- 一、神宮奉齋会中ヨリ皇典講究所顧問壹名、及同会理事中ヨリ皇典講究所幹事式名ヲ囑託ス。
- 一、神宮奉齋会理事中四名ヲ皇典講究所協議員ニ囑託ス。
- 一、神宮奉齋会本部長中、皇典講究所職員タルモノヲ除キ、其ノ他ノ本部長ニ皇典講究所評議員ヲ囑託ス。
- 第六条 前条ノ職員ハ總テ名譽職トシ、契約解除ノ時ハ辞令ヲ用キズ、解囑セルモノトス。
- 第七条 神宮奉齋会ハ皇典講究所カ本契約共同費以外ニ於テ現在ノ負債ヲ償却スル為メ、毎年支出スル金壹千円以上ノ金額及ビ其利息ノ支払ヲ承認スルモノトス。
- 此ノ規定ハ前記契約書ニ附帶スルモノニシテ、共同業務執行契約存続期間実行スルモノトス。
- (66) 前掲『國學院大學百年史』三四六・三七六頁。
- (67) 前掲、同、四二七頁。
- (68) 本居豊顯「序」（佐伯有義編纂校訂『神祇全書』第一輯所収、皇典講究所・神宮奉齋会、明治三十九年）。
- (69) 教派神道の成立過程については、井上順孝『教派神道の形成』（弘文堂、平成三年）を参照。
- (70) 教派神道と皇典講究所・國學院の関わりについて論じたものとしてあげられるのは、戦後が対象となっているもの

管見の限り、中山郁「國學院大學と教派神道―教派神道連合会「神道講座」・御嶽教「地方教學院」の事例から―」（前掲『史料から見た神道』所収）のみである。改めていうまでもないが、「祭祀」と「学事」は神職養成を軸として密接な関係を有している。このことについては、前掲『國學院大學百年史』等を参照。

(71) 国立国会図書館所蔵、『改正神道教規大全』所収（明治二十九年、報行社）。

(72) 『明治以後宗教関係法令類纂』（第一法規出版株式会社、昭和四十三年）八四一頁。

(73) ただし、神宮教が皇典講究所と密接な関係にあったことは、本稿第三節、或は前掲拙稿「神宮教の組織と活動に関する基礎的研究」を参照のこと。

(74) 前掲『改正神道教規大全』所収「教師検定条規」を参照のこと。

(75) ここにいう神道同志会は、後の教派神道連合会とは異なるものである。教派神道連合会は、明治二十八年に神道同志会として結成され、明治三十二年に神道懇話会と改称、明治四十五年に神道各教派連合会と改称され、昭和九年に教派神道連合会と改称し、現在に至っている。教派神道連合会結成百周年記念誌『いのりとつどい』（教派神道連合会、平成八年）を参照。

(76) 『神社協会雑誌』六卷四号（明治四十年四月十五日）。

(77) 前掲『養徳』六卷五号（明治四十年五月十日）。

(78) 前掲、同。

(79) 前掲、同。

(80) 前掲『養徳』七卷二号（明治四十一年二月十日）。尚、「神道同志会々則」を左に掲げておく。

第一条 本会は神道同志会と称す

第二条 本会は教育勅語を遵奉し惟神の大道を宣揚するを以て目的とす

第三条 本会は神道に関係ある各団体及有志者を以て組織す

第四条 本会の事業左の如し

一 斯道に関する講演を開催すること

一 斯道に関する図書を発行すること

一 斯道に関する教育事業を振起すること

一 孝子節婦等を旌表すること

一 公益慈善の事業を奨励すること

第五条 本会に左の役員を置く

会長 一名

副会長 一名

評議員 三十名

幹事長 一名

幹事 七名

第六条 会長副会長は総会に於て推薦し評議員幹事長幹事は会長之を囑託す

会長は評議員に諮り顧問を囑託することを得

第七条 本会は毎年一回大会を開く

第八条 本会の経費は各団体の醸出金及有志者の寄附金を以て之に充つ

(81) 前掲、同。この時、評議員に任命された人物は、赤澤出八、今井清彦、入江雅次、磯部武者五郎、大津淳一郎、賀茂水穂、神崎一作、菅野正照、北山重正、久保恵鄰、佐伯有義、篠田時化雄、宍野健丸、関口康壽、高山昇、竹崎嘉通、富岡宣永、平田盛胤、藤岡好古、船曳衛、藤沼由太郎、宮地巖夫、宮原正喬、目黒和三郎、本居豊頼、湯本武比古、渡邊吉方、井上頼圀である。

(82) 『全國神職會々報』一五四号（明治四十四年八月）に神道同志会の講演に関する記事が見られるのが最後である。

(83) 今泉定介『神社非宗教論』（神宮奉斎会本院、大正一五年）、一六頁。

※本稿執筆に当っては、國學院大學神道文化学部専任講師藤本頼生氏より貴重なご教示を得た。ここに記して感謝申し上げます。